

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
103	尼崎市 生活保護事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

尼崎市は、生活保護事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

尼崎市長

## 公表日

令和4年5月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	市町村は「生活保護法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務 また、本市は「尼崎市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月17日条例第51号)」の規定に従い、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護事務①から⑤、⑦から⑧も同様に特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	尼崎市版生活保護システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第2項 別表第1の15の項 尼崎市個人番号の利用に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(番号法第19条第8号、別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116、120)  (番号法第19条第8号、別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(26)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課 健康福祉局 南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課
②所属長の役職名	北部保健福祉管理課長、 南部保健福祉管理課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 行政法務部 公文書管理担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	(北部) 郵便番号661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階 尼崎市役所 健康福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課 (南部) 郵便番号660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 リベル5階 尼崎市役所 健康福祉局 南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
I 関連情報 4 ②法令上の根拠	(番号法第19条第7項、別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、38、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119) (番号法第19条第7項、別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(26)	(番号法第19条第7項、別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) (番号法第19条第7項、別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(26)	事後	
5 ①部署	健康福祉局 福祉事務所 保護課	健康福祉局 北部保健福祉センター 保健福祉管理課 健康福祉局 南部保健福祉センター 保健福祉管理課	事後	
②所属長	杉本 裕樹	(北部)東 和幸 (南部)杉本 裕樹	事後	
8連絡先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 健康福祉局 福祉事務所 保護課	(北部)郵便番号661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階 尼崎市役所 健康福祉局 北部保健福祉センター 保健福祉管理課 (南部)郵便番号660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 リベル5階 尼崎市役所 健康福祉局 南部保健福祉センター 保健福祉管理課	事後	
II しきい値判断項目 1及び2	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
I 関連情報 1 ②事務の概要	市町村は「生活保護法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務 また、本市は「尼崎市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月17日条例第51号)」の規定に従い、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護事務①から⑦も同様に特定個人情報を取り扱う。	市町村は「生活保護法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)」(以下「番号法」という。)の規定に従い、以下の生活保護事務において特定個人情報を取り扱う。 ①生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する事務 ②生活保護法第24条第1項の保護の開始若しくは変更申請の受理に関する事務 ③生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始及び変更に関する事務 ④生活保護法第26条の保護の停止及び廃止に関する事務 ⑤生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金に関する事務 ⑥生活保護法第55条の5第1項の進学準備給付金に関する事務 ⑦生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する事務 ⑧生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収に関する事務 また、本市は「尼崎市個人番号の利用に関する条例(平成27年12月17日条例第51号)」の規定に従い、生活に困窮する外国人に対して行う生活保護事務①から⑤、⑦から⑧も同様に特定個人情報を取り扱う。	事後	
4 ②法令上の根拠	(番号法第19条第7項、別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120) (番号法第19条第7項、別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(26)	(番号法第19条第7項、別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119) (番号法第19条第7項、別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(26)	事後	
5 ①部署	健康福祉局 北部保健福祉センター 保健福祉管理課 健康福祉局 南部保健福祉センター 保健福祉管理課	健康福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課 健康福祉局 南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課	事後	

項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
②所属長	(北部)東 和幸 (南部)杉本 裕樹	北部保健福祉管理課長、南部保健福祉管理課長	事後	
7請求先	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 情報化推進担当 情報活用・公開担当	郵便番号660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号 尼崎市役所 総務局 市民サービス部 情報公開・統計担当	事後	
8連絡先	(北部)郵便番号661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階 尼崎市役所 健康福祉局 北部保健福祉センター 保健福祉管理課 (南部)郵便番号660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 リベル5階 尼崎市役所 健康福祉局 南部保健福祉センター 保健福祉管理課	(北部)郵便番号661-0012 尼崎市南塚口町2丁目1番1号 塚口さんさんタウン1番館5階 尼崎市役所 健康福祉局 北部保健福祉センター 北部保健福祉管理課 (南部)郵便番号660-0876 尼崎市竹谷町2丁目183番地 リベル5階 尼崎市役所 健康福祉局 南部保健福祉センター 南部保健福祉管理課	事後	
II しきい値判断項目1及び2	平成30年4月1日時点	令和元年5月1日時点	事後	
IV リスク対策1	—	基礎項目評価書	事後	
2	—	十分である	事後	
3	—	十分である	事後	
4	—	十分である	事後	
5	—	十分である	事後	
6	—	十分である	事後	
7	—	十分である	事後	
8	—	自己点検	事後	
9	—	十分に行っている	事後	
I 関連情報4 ②法令上の根拠	(番号法第19条第7号、別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119)  (番号法第19条第7号、別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(26)	(番号法第19条第8号、別表第2における情報提供の根拠) ・第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120)  (番号法第19条第8号、別表第2における情報照会の根拠) ・第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(26)	事後	
II しきい値判断項目1及び2	令和元年5月1日時点	令和2年5月1日時点	事後	